

金沢都市計画土地区画整理事業の決定（金沢市決定）

都市計画 金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業を次のように決定する。

| | | | | |
|--|-------------------------------|--|--------------|--|
| 名 称 | | 金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業 | | |
| 面 積 | | 約16.6ha | | |
| 公 共 施 設 の 配 置 | 道 路 | 種 別 | 名 称 | |
| | | 自 専 道 | 1・2・1 森本松任線 | |
| | | 幹線街路 | 3・3・3 福久福増線 | |
| | | 〃 | 3・4・5 諸江向栗崎線 | |
| | 〃 | 3・5・52 直江大河端線 | | |
| 上記都市計画道路を骨格として、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員6mの区画道路を配置する。 | | | | |
| 配 置 | 公園及び緑地 | 種 別 | 名 称 | |
| | 街区公園を適正に配置し、施行区域面積の3%以上を確保する。 | | | |
| | その他の 公共施設 | 宅地及び道路の計画に沿った水路整備を図る。 | | |
| 宅 地 の 整 備 | | 街区の規模は長辺80m～150m、短辺30m～50mを標準とする。 周辺地区との整合を図りつつ、都市計画道路を中心に良好な住宅地と沿道サービス用地を配置する。 | | |

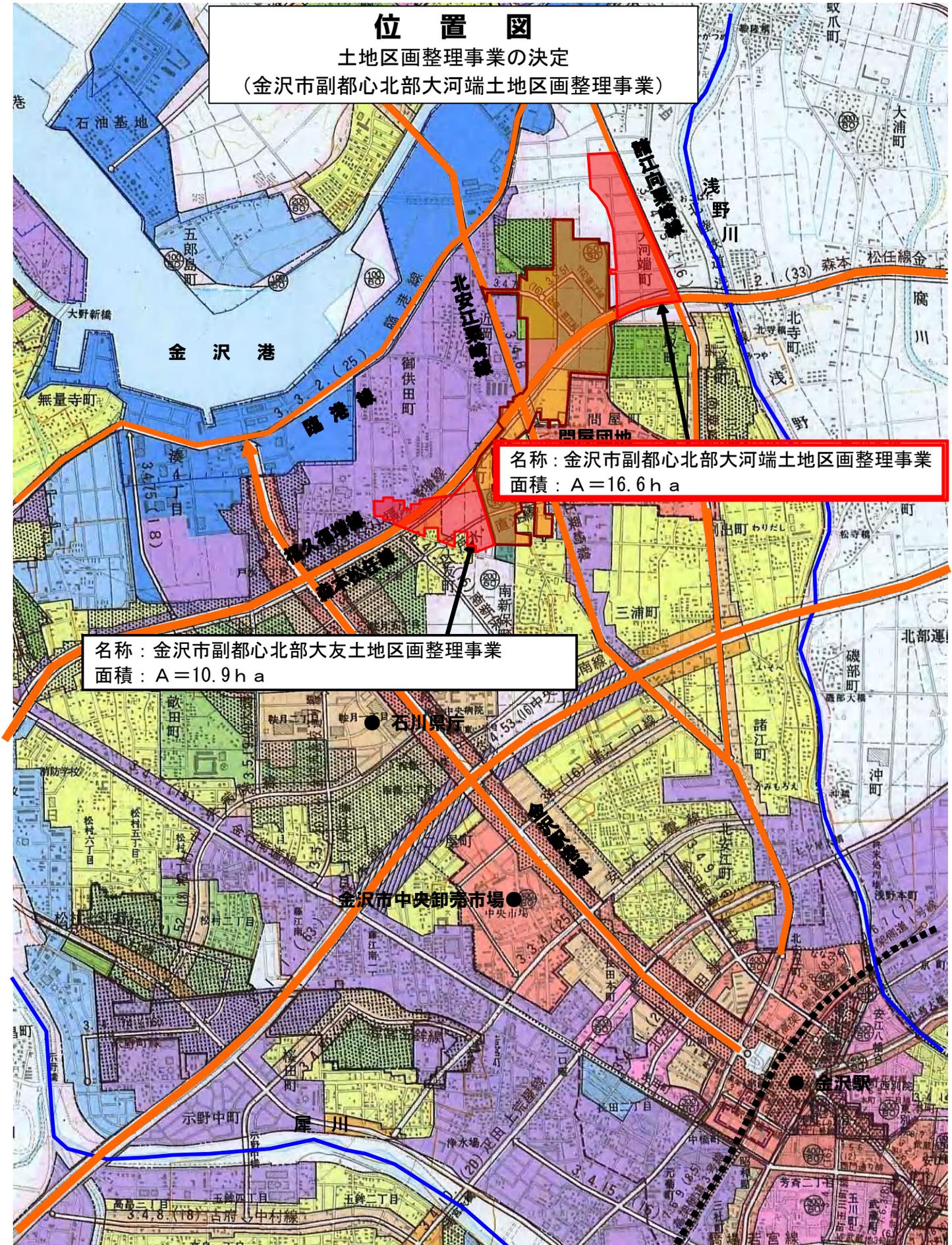
「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業は、都市計画道路等の公共施設を整備するとともに、良好な環境を有する住宅地及び一部沿道サービス用地の創出を図るため、約16.6haの区域を土地区画整理事業の施行区域として都市計画決定するものである。

位置図

土地区画整理事業の決定
(金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業)



名称：金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業
面積：A=16.6ha

名称：金沢市副都心北部大友土地区画整理事業
面積：A=10.9ha

計 画 図

土地区画整理事業の決定
(金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業)

